

主な改正の概要（令和6年9月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 24.04 項	非燃焼吸引用の物品及びニコチンを含有するその他の物品	第 24.04 項の範囲を明確化。
第 25.05 項	けい砂	第 2505.10 号に規定されるけい砂は、二酸化けい素の含有量が全重量の 90%を超えるものであることを明確化。
第 29.22 項	メサドン（INN）	第 2922.31 号に規定されるメサドン（INN）は、メサドンのラセミ体であることを明確化。
第 29 類	「麻薬及び向精神薬の一覧表」	国際麻薬統制委員会（INCB）が作成するリストの内容を踏まえ物質名の記載を更新するとともに、CAS 番号を追加。
第 30.02 項	ワクチン、毒素、培養微生物等	第 30.02 項に含まれる微生物を起源とする診断用物品の範囲を明確化。
第 30.06 項	第 30 類注 4 の医療用品	第 30.06 項には含まれない患者に投与しない診断用試薬の範囲を明確化。
第 38.22 項	試薬	第 38.22 項には第 32.04 項のルミノホアとして使用する種類の合成した有機物を含まないことを明確化。
第 39.13 項	天然の重合体	第 39.13 項に含まれる硬化たんぱく質には、微生物に由来するものがあること及び硬化するために処理された全てのたんぱく質を含むことを明確化。
第 84.11 項	その他のガスタービン	第 8411.81 号及び第 8411.82 号のその他のガスタービンの出力は、その出力軸で測定されることを明確化。
第 87.09 項	自走式作業トラック	自走式作業トラックの分類を明確化。
第 91.05 項	その他の時計	第 91.05 項には原子時計を含まないことを明確化。

主な改正の概要（令和6年9月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 1404.90 号	ココピートれんが	ココピートを圧縮しブロック状にした物品について、ココやしの繊維ではなく、植物性生産品として第 1404.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2202.10 号	飲料	水、砂糖、濃縮還元果汁等から成り、果汁を 21%含有する飲料について、甘味及び香味を付けた水として第 2202.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2203.00 号	フルーツビール（チェリービール）	水、大麦の麦芽及び小麦の麦芽、さくらんぼ果汁、ホップ等から成り、二重発酵の醸造工程を経て得られる飲料について、ビールとして第 2203.00 号に分類（通則 1）。
第 2505.10 号	天然の砂（けい砂）	二酸化けい素を 95%又は 99.5%含有する天然の砂について、けい砂としてそれぞれ第 2505.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2505.90 号	天然の砂（その他のもの）	二酸化けい素を 80%又は 90%含有する天然の砂について、けい砂ではなく、その他の天然の砂としてそれぞれ第 2505.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2811.22 号	高分散二酸化けい素	白色、無臭で粉状の二酸化けい素で、消化管内の有害物質を吸着して排出させるために水に溶かして経口摂取されるものについて、医薬品ではなく、二酸化けい素として第 2811.22 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3307.90 号	顔用拭き取りシート	水、保湿成分、有機界面活性剤等を染み込ませた不織布のシートを小売用に包装したもので、一度にメイク落としや顔の皮膚の手入れをすることができる物品について、化粧品類として第 3307.90 号に分類（通則 1（第 6 部注 2 及び第 33 類注 4）及び 6）。
第 3602.00 号	ゲル状硝酸アンモニウム	主に硝酸アンモニウムから成る爆薬の製造工程で用いるように調製した物品について、窒素肥料ではなく爆薬として第 3602.00 号に分類（通則 1）。
第 3824.40 号	化学品	ポリナフタレンスルホン酸ナトリウム、水、メタナール等からなる粉状の物品について、コンクリートの調製添加剤として第 3824.40 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 7222.30 号	ステンレス鋼のソリッド製品（自由鍛造をしたもの）	長方形のブロックの形状で、自由鍛造による成形後にフライス加工がなされた物品について、半製品ではなくステンレス鋼のその他の棒として第 7222.30 号に分類（通則 1（第 72 類注 1（e）及び 1（m））及び 6）。
第 8428.90 号	室内用給仕ロボット	レストラン内で食品を運搬するように設計され、障害物を回避して移動するためのセンサー、タッチスクリー

主な改正の概要（令和6年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		ンディスプレイ等を備えた物品について、その他の荷扱い用等の機械として第 8428.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8428.90 号	屋外用配達ロボット	屋外で食品を自動運転又は遠隔操作により運搬するように設計され、障害物を回避して移動するためのセンサー、GPS 等を備えた物品について、貨物自動車ではなく、その他の荷扱い用等の機械として第 8428.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8467.21 号	手持ち式電動ドライバー・ドリル	手持ち式で電気式の原動機を自蔵し、ドリルに加えドライバーの機能を有する物品について、ドリルとして第 8467.21 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8518.30 号	Bluetooth®ワイヤレスイヤホン	ホストデバイスと接続し、音声ファイルの操作やホストデバイスへの電話に対し応答等ができるワイヤレスイヤホンを、充電ケースや説明書と共に小売用のセットにした物品について、イヤホンとして第 8518.30 号に分類（通則 1（第 16 部注 3）、3（b）及び 6）。
第 8528.59 号	放送用モニター	LCD パネル等から成り、ビデオカメラ又はレコーダーと同軸ケーブルを通じて接続し、パネルに映像を表示するように設計された物品について、その他のモニターとして第 8528.59 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8528.62 号	レーザープロジェクター	主として内蔵するサーバーに保存された映画をスクリーンに投影する物品で、ADP 機械と接続して受信したビデオ信号を投影することも可能なものについて、ADP 機械に直接接続することができ、かつそれと共に使用するように設計されたプロジェクターとして第 8528.62 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8535.90 号	変圧器のブッシング	変圧器を架空線に接続するもので、電気絶縁体を含む物品について、その他の電気導体ではなく、電気回路の接続用の機器として第 8535.90 号に分類（通則 1（第 16 部注 2（a））及び 6）。
第 8542.39 号	集積回路（IC）	1つのパッケージ内の3つのダイ上に4つのスイッチ（モノリシック集積回路）を結合したもので、半導体製造技術で製造されるが電氣的に相互接続していない物品について、第 8542.39 号に分類（通則 1（第 85 類注 12（b）（iii））及び 6）。
第 8542.39 号	デュアルダイホールセンサー集積回路（IC）	1つのパッケージ内に2つのダイと2つのセンサー（モノリシック集積回路）を集積したもので、半導体製造技術で製造されるが電氣的に相互接続していない物

(参考)

主な改正の概要（令和6年9月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		品について、第 8542.39 号に分類（通則 1（第 85 類注 12（b）（iii））及び 6）。
第 9505.10 号	サンタクロースの形をした祝祭用品	内側から LED で照らすことができるサンタクロースの形のプラスチック製の装飾品について、プラスチック製の装飾品や照明器具ではなく、クリスマス用品として第 9505.10 号に分類（通則 1 及び 6）。

分類例規第 2 部（国内分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 2505.10 号	Natural sand	国際分類例規（2505.10／1 及び 2）の掲載に伴い、事例を削除。